

平成27年12月10日

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 奥家課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

(写)安全保障貿易管理課 是永課長補佐殿

(写)安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿

(写)安全保障貿易審査課 小田切課長補佐殿

(写)安全保障貿易管理課 小松係長殿

### 暗号規制の平易化に向けた法令構造見直しに関する要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

情報通信専門委員会

通信・情報セキュリティ分科会

主査 村井 則彦

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご配慮いただけますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1. 要望の背景

従来、暗号はコンピュータや通信機器などのIT分野の製品を中心に搭載されてきましたが、近年、ユビキタス社会の進展、エネルギーの有効活用やセキュリティ強化の方向性から、様々な製品分野に暗号機能が要求されるようになり、冷蔵庫や電子レンジ等の家電製品、スマートメータ、防犯製品などがネットワークに接続され、暗号を搭載した製品・プログラムが益々増えています。また、それら産業の裾野の広がりに伴い、サードパーティが提供する暗号アプリケーションソフトウェアも多岐に亘り増えています。その結果、今まで暗号とは関係のなかった分野においても、暗号機能の該非を判定する必要性が生じています。

外為令別表の9の項(1)では、該当貨物の技術(輸出令別表第1の9の項の“中欄に掲げる”貨物の設計、製造又は使用に係る技術)が規定されています。しかしながら、パソコン上で動作するようなアプリケーションプログラム単体の判定は、それに対応する貨物が存在しないにもかかわらず、外為令別表の9の項(1)で判定することになっていま

す。このことは、8の項、9の項の通信や10の項など他項番との横並びで解釈すると誤解を生じるおそれがあります。

暗号とは関係のなかった幅広い分野の人々に、暗号に関するこのような特殊な判定を間違いなく実施させることは、民の努力だけでは大変困難になってきています。

## 2. 現行法令の課題

### 2. 1 現行法令の構成

現行法令における9の項の構成は、以下のとおりです。

#### 【貨物】

9の項(1)～(6) 通信該当貨物

9の項(7)～(11) 情報セキュリティ該当貨物

#### 【技術】

9の項(1) 通信該当貨物の技術、情報セキュリティ該当貨物の技術

(この政令配下の貨物等省令では、情報セキュリティ非該当貨物の技術や、貨物に無関係の情報セキュリティ技術も規制されている。)

9の項(2) 通信の特定技術

9の項(3) 通信用MMICの技術

9の項(4) 超電導材料を用いた通信の技術

外為令別表の9の項(1)は、「輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの」との記述に対し、この政令配下の貨物等省令では、該当貨物の技術だけでなく、情報セキュリティに関しては非該当である貨物の暗号技術や、貨物に無関係の暗号技術も規制しています。通信分野では、この政令配下で通信該当貨物に関する技術だけが規制されていることもあり、情報セキュリティの方も情報セキュリティ該当貨物に関する技術だけが規制されていると誤解され易い法令構成になっています。そのため暗号機能を持つアプリケーションプログラムなど貨物に無関係な暗号技術は規制されないという誤解を生じやすい形になっています。

### 2. 2 現状の課題

上述の法令構成の分かりづらさにより、以下のような課題が生じています。

#### (1) 誤って該当品を非該当と解釈されてしまうリスク

経済産業省の安全保障貿易管理説明会において、外為令別表で規制対象技術が規定されており、貨物等省令ではその規制対象技術のスペックが規定されていると指導されています。

経済産業省の指導にもより、通常、先に外為令別表で対象技術か否かを判断し、次に対象技術のスペックを有するか否かを判断する順で該非判定を行います。外為令別表で、情報セキュリティ該当貨物の技術だけが規制されていると誤解してしまうと、該当

貨物の技術でない暗号技術は、規制対象技術ではないと捉えられる可能性があります。暗号機能を持つアプリケーションプログラムがそのいい例であり、貨物等省令には規制条文があっても、上位の外為令別表では規制されていないという、誤った解釈をされてしまい、本来規制すべきものを非該当と判定してしまうおそれがあります。

#### (2) WA合意内容と本邦規制範囲に差異があると誤解される可能性

外為令別表の規制から、日本では該当貨物の技術のみ規制されると対外的に認知されてしまった場合、日本の法制度に穴があり、不適切な運用をしていると誤解されかねません。

欧米及び韓国、シンガポール、マレーシア等アジア諸国では、基本的にWA合意リストの構造を変えることなくリスト規制を定めており、同様の問題は生じません。特に暗号は、各国において機微なものとして取り扱っており、誤解を招く法令構造は対外的にも好ましくありません。

#### (3) 他項番との整合性

他の項番では、該当貨物の技術と、特定技術が外為令別表の項番で整理されていますが、9の項の情報セキュリティはそうなっていません。

例えば8の項（コンピュータ）では、該当貨物の技術は外為令別表の8の項（1）、貨物の該非に依存しない特定技術は外為令別表の8の項（2）に規定されていますし、10の項（センサー・レーザー）でも同様になっています。ところが、9の項では通信関連は同様の構成になっていますが、情報セキュリティ関連は他の項番と異なり、わかりにくい構造になっています。

#### (4) 該非判定の困難さ

また、判定の実務面においては、法令構造に起因する暗号技術・プログラムの判定の特殊性から、暗号専用の判定ツールを独自に作成することで、暗号プログラムの判定について誤った解釈が生じないよう対応に苦慮しています。

CISTECが発行している情報セキュリティの該非判定で用いるパラメータシートの「様式 9－技（カバー）」（別紙1）やCISTECガイダンス「通信・情報セキュリティ 2015年3月 第13版」p118の3）（別紙2）で、外為令別表の解釈として、貨物の判定結果に依存しない特定技術であっても規制対象技術となることを示すことによって対応していますが、これは他の項番とは違った形での解説となっていることから、該非判定をする者が混乱することがあります。

### (5) 指導面での困難さ

あらゆる製品に暗号が搭載されることにより、今まで暗号とは関係のなかった分野においても、暗号機能の該非を判定する必要性が生じています。そのため、暗号機能に明るくない人たちにも暗号に関する該非判定についての教育を実施する必要があります。

しかし、実際には外為令別表の構成が分かりづらいため、WAの 5. D. 2. c. やその配下の規制品を漏らさないために、過去の経緯を踏まえ、パラメータシートやガイダンス、或いは社内教育などを用いて民間側で対応しています。具体的には外為令別表に注記を加えて、貨物等省令で直接判定するよう指導していますが、判定対象が益々多岐に亘り、判定者が広がっていることにより、法令上読みづらいものを該当品として確実に捕捉させることに限界がきています。特にこの分かりづらさが、輸出管理ツールだけに頼らず、法令まで勉強しようとする意欲的な実務者のモチベーションを下げる要因になっているのは、大きな問題と感じています。

## 3. 要望

上記課題を解決する手段として、外為令別表において9の項を通信(WAの Cat5 Part1)、新設する9の2項を情報セキュリティ(WAの Cat5 Part2)として明確に分類し、その中で貨物の該非に依存しない情報セキュリティの特定技術を分離させることを要望いたします。そして、貨物の該非との整合性をはっきりさせるとともに、WAとの対比もとれるよう、輸出令別表第1においても9の項を通信(WAの Cat5 Part1)、新設する9の2項を情報セキュリティ(WAの Cat5 Part2)として分類させることを要望いたします。具体的には、以下のとおりです。

政令改正案

#### 【貨物】

9の項(1)～(6) 通信該当貨物(現状のまま)

9の項(7)～(11) 削除

(情報セキュリティ該当貨物は9の2項(1)～(5)に移動)

9の2項(1) 暗号装置又はその部分品(新設)

9の2項(2) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置  
又はその部分品(新設)

9の2項(3) 秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品(新設)

9の2項(4) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品  
(新設)

9の2項(5) (1)から(4)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の  
装置又は測定装置(新設)

【技術】

<u>9の項(1)</u>	通信該当貨物の技術 <u>(情報セキュリティの規定は9の2項(1)又は(2)に移動)</u>
9の項(2)	通信の特定技術(現状のまま)
9の項(3)	通信用MMICの技術(現状のまま)
9の項(4)	超電導材料を用いた通信の技術(現状のまま)
<u>9の2項(1)</u>	<u>輸出令別表第1の9の2の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの(新設)</u>
<u>9の2項(2)</u>	<u>輸出令別表第1の9の2の項(1)から(4)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)(新設)</u>

輸出令別表第1と貨物等省令との対応は、以下のとおりです。(別紙3)

**輸出令別表第1**

**貨物等省令**

- 9の2項(1) 省令8条の2 一号(現省令8条九号)  
暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品
- 省令8条の2 二号(現省令8条九号の二)  
貨物・プログラムの休眠暗号の有効化装置
- 9の2項(2) 省令8条の2 三号(現省令8条十号)  
情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品
- 9の2項(3) 省令8条の2 四号(現省令8条十一号)  
秘密保護機能を有する情報通信システム又はその部分品
- 9の2項(4) 省令8条の2 五号(現省令8条十二号)  
盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品
- 9の2項(5) 省令8条の2 六号(現省令8条十三号)  
一号から五号までの貨物の設計用の装置、製造用の装置、秘密保護機能の評価・検証用測定装置

外為令別表と貨物等省令との対応は、以下のとおりです。(別紙4)

**外為令別表**

**貨物等省令**

- 9の2項(1) 省令21条の2 1項一号(現省令21条1項二号の二)  
該当貨物の「設計」「製造」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 1項二号(現省令21条1項三号)  
該当貨物の「使用」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 1項三号(現省令21条1項七号)  
該当貨物の「設計」「製造」のプログラム
- 省令21条の2 1項四号(現省令21条1項八の二号)  
該当貨物の「使用」のプログラム
- 省令21条の2 1項五号(現省令21条1項十二号)  
三号、四号の「設計」「製造」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 1項六号(現省令21条1項十二号の二)  
三号、四号の「使用」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 1項七号(現省令21条1項十五号)  
一号、二号、五号、六号の技術(プログラムを除く)を支援するプログラム

- 9の2項(2) 省令21条の2 2項一号(現省令21条1項九号)
- ・該当貨物と同等機能を有するプログラム
  - ・暗号機能を実現するプログラム
  - ・シミュレーションを行うことができるプログラム
- 省令21条の2 2項二号(現省令21条1項十号)
- 一号の検定プログラム
- 省令21条の2 2項三号(現省令21条1項七号)
- 一号、二号の「設計」「製造」プログラム
- 省令21条の2 2項四号(現省令21条1項八号の二)
- 一号、二号の「使用」プログラム
- 省令21条の2 2項五号(現省令21条1項十二号)
- 一号、二号、三号、四号の「設計」「製造」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 2項六号(現省令21条1項十二号の二)
- 一号、二号、三号、四号の「使用」技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 2項七号(現省令21条1項十五号)
- 五号、六号の技術(除くプログラム)を支援するプログラム
- 省令21条の2 2項八号(現省令21条1項十六号)
- 貨物・プログラムの休眠暗号の有効化技術(除くプログラム)
- 省令21条の2 2項九号(現省令21条1項十七号)
- 貨物・プログラムの休眠暗号の有効化プログラム

#### 4. 効果

上記政省令改正が実現することにより、以下の効果が生じます。

(1) 誤って解釈されてしまうことの防止

該当貨物に関する技術と貨物の該非に依存しない技術とを分離することにより、わかりやすい法令構成となり、判定すべき項番に容易に正しく導くことができます。

(2) 該非判定実務の正確性の向上と省力化

暗号の規制がわかりやすくなるため、これまで各社が独自に作成していた暗号専用の判定ツールが不要になり、該非判定業務が省力化されると共に、正確に実施できます。

(3) 該非判定教育の簡素化

上記改正により暗号の法令の構成が他の項番と同様になり、わかりやすくなるため、体系的に分かり易い該非判定教育ができ、理解度を向上させると共に、暗号の専用教育に費やしているコストを削減することができます。

#### (4) 法令改正時の作業効率化

要望では、該当貨物に関する技術と貨物の該非に依存しない技術とを分かり易く分離するために、現行の9の項を通信と情報セキュリティに分離しております。このことによりWAとの対応がとりやすくなり、今後の法令改正作業が容易になると思います。また各企業においては、法令改正時に改正内容の理解が容易になり、該非判定結果の見直し作業等もスムーズに行えるようになります。

## 5. 結び

現在、経済産業省とCISTECとの間で、規制番号の国際化の検討により、国際レジームの法令体系との整合が進められています。また現在、「通信」の技術と「情報セキュリティ」の技術が貨物等省令第21条に混在している複雑さは残るものの、本年10月1日の法令改正で、貨物等省令第21条第1項第二号の二を新設することにより、同条の中での「通信」の技術と「情報セキュリティ」の技術が明確に区別され、以前よりも理解し易くなりました。

さらに、2015年のワッセナー会合では、カテゴリー5パート2の情報セキュリティの規制構造を分かり易く改善する取り組みが検討され、5.A.2が、暗号の情報セキュリティ、5.A.3が、暗号ではない情報セキュリティ、5.A.4が、情報セキュリティを無効化、弱体化、又は迂回するもの、として整理されました。

このように、国際的に法令構成を分かり易く整理していく流れにおいて、本邦の法令もそれに整合させて分かり易くしていくことは、民間の輸出者にとって法令遵守を容易にするだけでなく、行政当局にとっても法規制の法制化や執行を容易にすると思われ、双方にメリットがあります。

政省令を改正することで、短期的に混乱があることは予想されるものの、長期的に次世代に法令遵守を継承していく上で、法令の整理は必要不可欠となります。

以上

## 添付資料

別紙1：パラメータシート「様式 9-技（カバー）」

別紙2：CISTEC ガイダンス「通信・情報セキュリティ 2015年3月 第13版」  
(P117 及び P118 抜粋)

別紙3：情報セキュリティ（暗号関連）の構成【貨物】

別紙4：情報セキュリティ（暗号関連）の構成【技術】